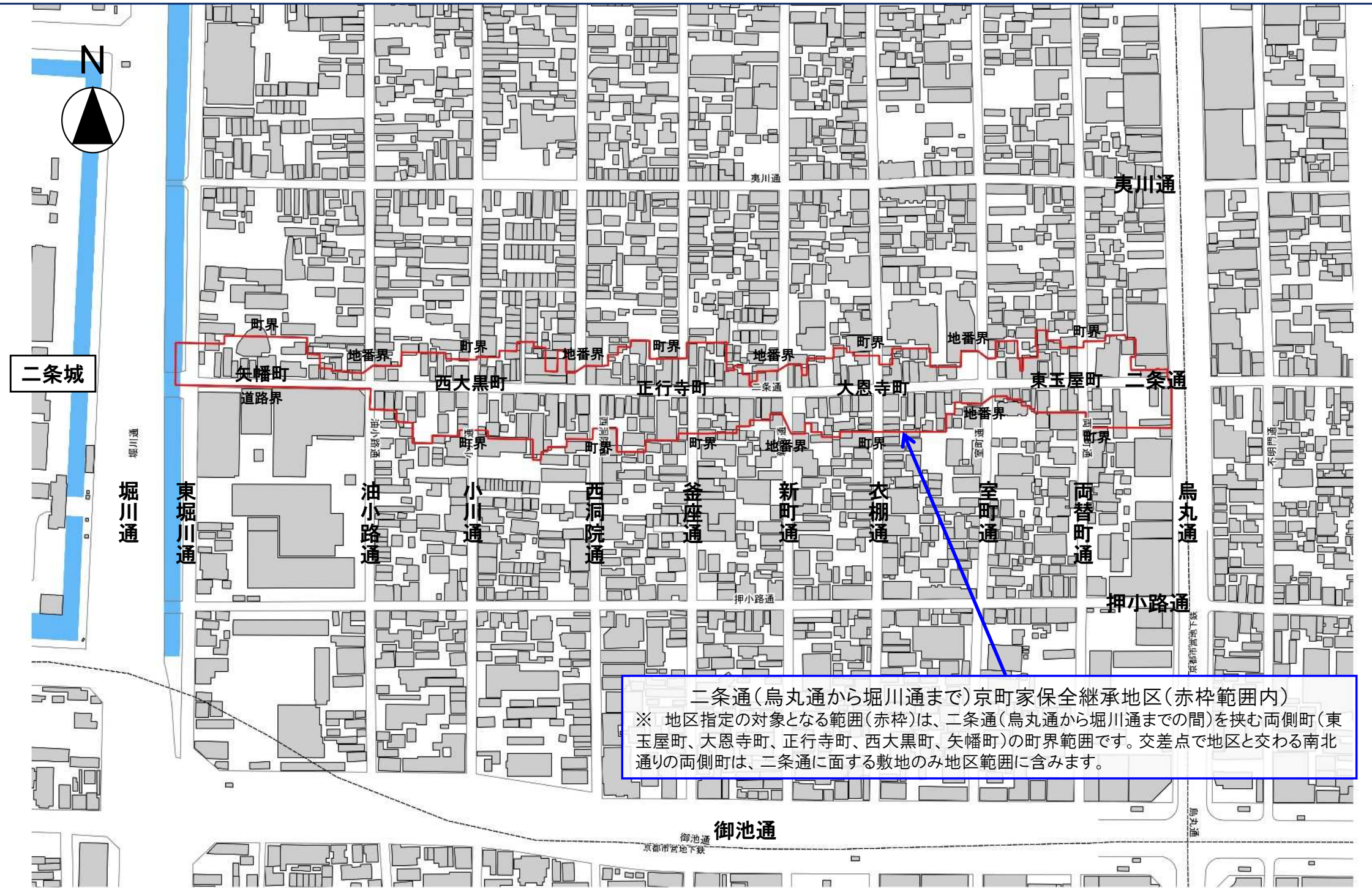


二条通（烏丸通から堀川通まで）京町家保全継承地区



二条通（烏丸通から堀川通まで）京町家保全継承地区（赤枠範囲内）
※ 地区指定の対象となる範囲（赤枠）は、二条通（烏丸通から堀川通までの間）を挟む両側町（東玉屋町、大恩寺町、正行寺町、西大黒町、矢幡町）の町界範囲です。交差点で地区と交わる南北通りの両側町は、二条通に面する敷地のみ地区範囲に含まれます。